

# 高山村障がい者活躍推進計画

令和7年4月

長野県高山村

機関名	高山村役場・高山村教育委員会
任命権者	高山村長・高山村教育委員会
計画の位置づけ	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3第1項の規定に基づく
計画期間	令和7年(2025年)4月1日～令和11年(2029年)3月31日（4年間）
障がい者雇用に関する課題	高山村においては、令和6年6月1日現在、障がい者の法定雇用率を未達成の状況である。 職員の活躍のため、引き続き組織的な体制整備や必要となる取り組みを実施していく必要がある。
目標	
① 採用に関する目標	【実雇用率】（各年6月1日時点） 目標（各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （参考）高山村の実雇用率（令和6年6月1日現在）2.38% （法定雇用率2.8%） （評価方法）毎年任免状況通報により把握・進捗管理するとともに、計画期間中の4年間、継続して法定雇用率を達成し続けることができるよう人事管理を行っていく。
② 定着に関する目標	障がいのある職員の不本意な離職の防止に努める （評価方法）毎年任免状況通報時に、障がいを持つ職員の定着状況を把握し、適切な人事管理を行っていく。
取組内容	
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	○障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障がい者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知する。 ○障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障がい者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障がい者等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

<p>3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</li> <li>○なお、措置を講じるにあたっては、障がい者からの要望を踏まえつつも過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</li> <li>○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul> </li> </ul>
<p>4 その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推薦等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</li> </ul>